

在宅療養専門部会について

1 協議会と専門部会の枠組み

在宅療養推進協議会

【設置目的】（設置要綱第1条）

高齢者等が在宅で安心して療養ができる体制の構築を医療、介護の関係機関が連携して推進する。

【検討事項】

- ・ 練馬区においてめざす在宅療養の姿を共有し、在宅療養を推進する上でどのようなことが課題となるのかその抽出をする。
- ・ 抽出した課題に関する具体的な検討を専門部会に依頼する。また、専門部会からの報告を検証し、課題解決に向けた取組等について決定する。

（課題の例）

- 在宅療養に係る連携に関すること
 - 在宅療養に係るサービス提供体制に関すること
 - 在宅療養に係る啓発に関すること
- など

在宅療養専門部会

協議会で抽出された課題（在宅療養全般に係る仕組みや取組）について詳細の調査・検討を行うとともに、その解決策についても検討する。（検討結果は協議会に報告する。）

（検討事項の例）

- 医療と介護の連携強化に関すること
 - サービス提供体制の構築に関すること
 - 後方支援体制の確保に関すること
 - 人材の確保・育成に関すること
 - 在宅療養の普及啓発に関すること
- など

認知症専門部会

協議会で抽出された課題について、特に認知症特有の課題に焦点を当てて詳細の調査・検討を行うとともに、その解決策についても検討する。（検討結果は協議会に報告する。）

（検討事項の例）

- 認知症にかかる医療と介護の連携強化に関すること
 - 介護家族への支援に関すること
 - 認知症への理解と対応に係る普及啓発に関すること
- など